

企業立地促進奨励金制度

市では、「元気なまちづくり」を目指し、新たな産業振興を図るため、市内に工場などを新設または増設、移設をしようとする企業を対象に、最高で13億5,000万円の奨励金を受けることができる企業立地促進奨励金制度を設けました。

★申請期間 平成20年1月末まで

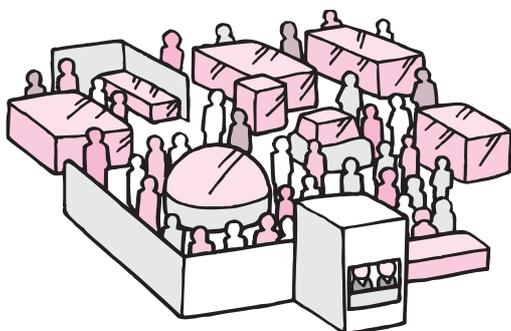
種類	奨励金の金額	限度額
設置奨励金	新設・増設・移設に伴い新規取得した事業用資産にかかる固定資産税・都市計画税相当額（5年間）	各年度 2億円
用地取得奨励金	事業用地の購入や土地を造成するのに要した費用の10%（初年度のみ）	3億円
雇用奨励金	市内に住所を有する新規雇用者1人につき50万円（初年度のみ）	5,000万円

奨励金を申請するには、工事に着手する前に市の指定を受けることが必要です。手続きについての詳細は、工業振興課にお問い合わせください。事業規模の拡大を目的としない事業用地の取得、事業所の移転、建て替え、機械設備の更新などは対象になりません。



はばたき支援事業補助金制度

市では、自社の製品を市外の展示会や見本市に出展し、製品の販路拡大に努めようという企業を対象に、「はばたき支援事業補助金」として出展経費の一部を補助します。



対象	市内の中小企業者及び中小企業団体
限度額	30万円（年度1回限り）
補助率	補助対象合計額の2分の1以内
補助対象	会場または小間の使用に要する経費 会場内または小間内の装飾に要する経費 会場内における備品の借上げに要する経費

年度をまたがるイベントなどの場合は、補助の対象になりません。

制度についての問い合わせ・申請窓口

工業振興課

☎55-2779 ☎51-1997 ✉sy-kougyou@city.fuji.shizuoka.jp
 🌐http://www.city.fuji.shizuoka.jp/cityhall/syouko-b/kougyou/